

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

鳥取市水道局から大切なお知らせ

令和元年10月1日から 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)
※**期間内に更新手続きを行わなければ、失効となります。**

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	手続き期間(予定)
H10.4.1～H11.3.31	R1.9.30～R2.9.29(1年)	R2.6.1～R2.8.31
H11.4.1～H15.3.31	R1.9.30～R3.9.29(2年)	R3.6.1～R3.8.31
H15.4.1～H19.3.31	R1.9.30～R4.9.29(3年)	R4.6.1～R4.8.31
H19.4.1～H25.3.31	R1.9.30～R5.9.29(4年)	R5.6.1～R5.8.31
H25.4.1～R1.9.30	R1.9.30～R6.9.29(5年)	R6.6.1～R6.9.2

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に通知をします。なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

- 指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- ◎指定更新申請時に以下の項目の確認を行う予定です。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iii. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- 更新申請に必要な書類

- ・申請書(様式第1)、誓約書(様式第2)
- ・機械器具調書
- ・定款、登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(主任技術者免状の写し) など

- ◎項目確認資料

- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◆更新申請についてのお問い合わせは
鳥取市水道局給水維持課 TEL:0857-53-7932